

(別紙3) 番号利用条例第3条第2項に規定する事務

No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	障害福祉課	第1号	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課	第2号	水戸市心身障害児及び心身障害者手当支給条例による心身障害児又は心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	国保年金課	第3号	水戸市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	第4号	水戸市難病患者見舞金の支給に関する条例による難病患者見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	生活福祉課	第5号	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの